

# 保険 高所得者の負担増へ

## 介護 厚労省、21年度にも導入

厚生労働省は五日、膨張する社会保障費抑制のため、主に六十五歳以上の高所得世帯を対象に、介護保険サービスを受ける際の自己負担の月額上限を引き上げる方針を固めた。現在の月額上限は低収入の世帯を除くと四万四千四百円だが、年収約七百七十万円以上の世帯は九万三千元、約千六百十万円以上は十四万百円に増やす。政令改正し二〇二二年度にも導入する。介護保険制度の維持が

目的で、比較的余裕がある高齢者に相応の負担を求める。介護サービスを利用した人の自己負担は一〜三割。利用者の負担が過重にならないよう「高額介護サービス費」という仕組みがあり、月ごとの自己負担額に上限を設け、超えた分は払い戻してもらえる。現在、上限は住民税課税世帯であれば収入額に関係なく四万四千四百円。今回、これを見直す。

高額介護サービス費の月額上限			見直し後	
住民税	年収	現状の月額上限額		
課税世帯	約1160万円以上	4万4400円	14万100円	
	約770万～約1160万円		9万3000円	
	約770万円まで		4万4400円	
非課税世帯	世帯	2万4600円	現状のまま	
	個人	1万5000円		

具体的には①年収約七百七十万円までの世帯の月額上限は四万四千四百円②年収約七百七十万～千六十万円の世帯は九万三千元③年収約千六百十万円以上は十四万百円とする。対象となる六十五歳以上の世帯は数%の見込み。住民税非課税の場合の上限は、現行の世帯二万四千六百円、個人一万五千円を維持する。